

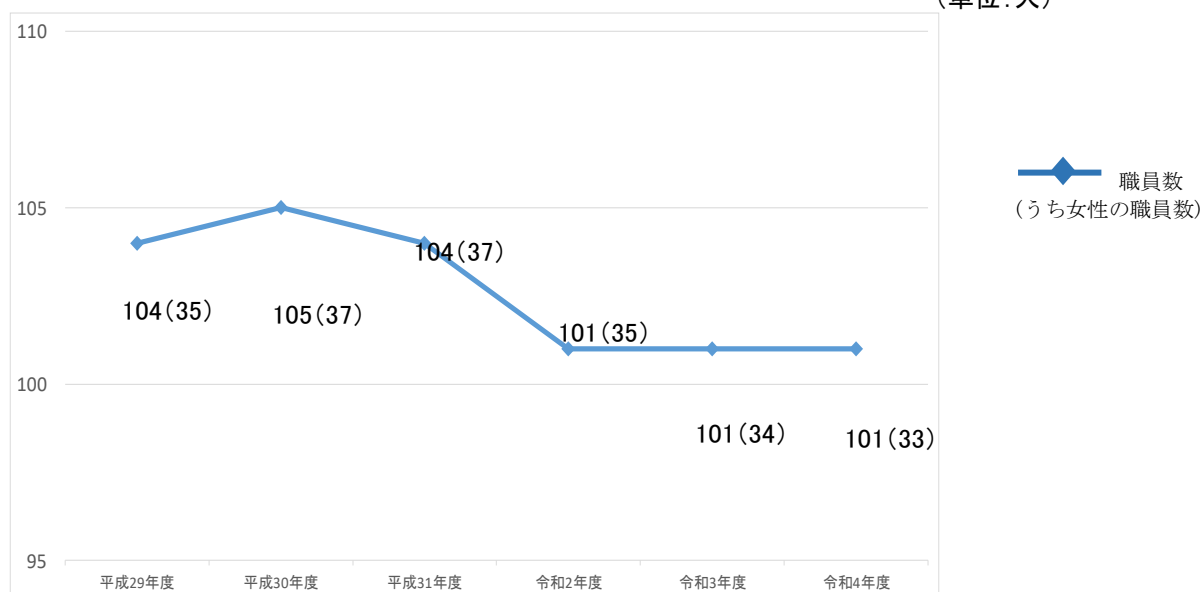
中井町人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

(単位:人)



(各年4月1日現在、単位:人)

区分 部門	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	67	67	66	65	66	67	±0 (0.00%)
教育	25	25	25	24	24	23	△2 (△8.00%)
公営企業等	12	13	13	12	11	11	△1 (△8.33%)
合計	104	105	104	101	101	101	△3 (△2.88%)

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

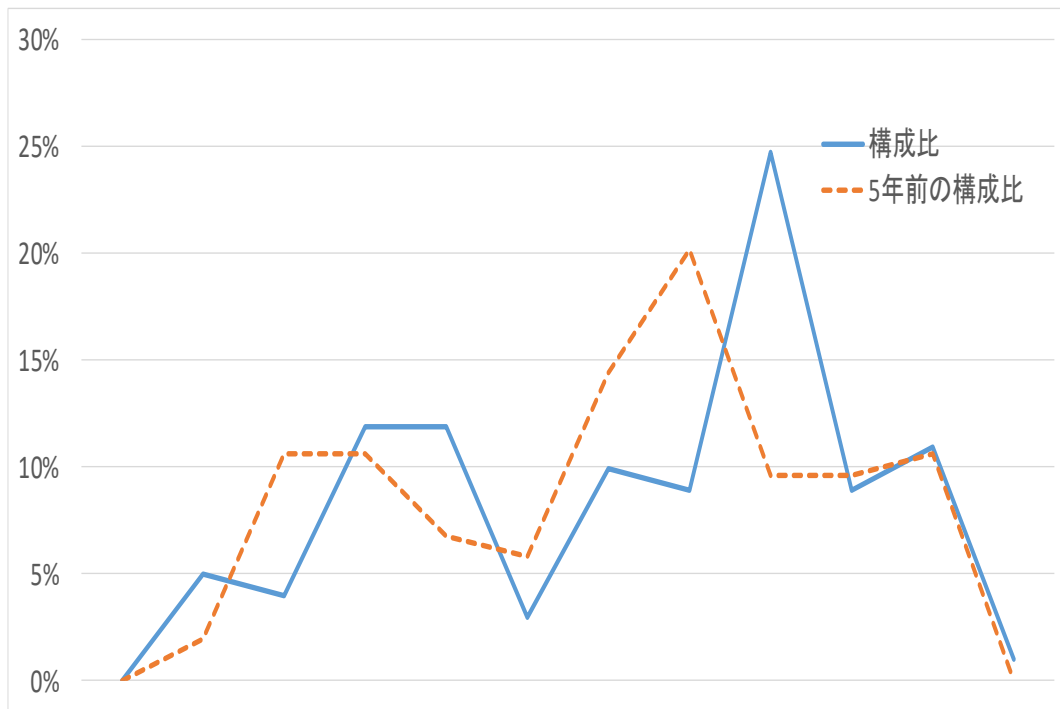
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	職員配置転換により微増
	総 務	28	26	2	
	税 務	6	7	△1	
	農 林	6	6	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	8	8	0	
	民 生	8	8	0	
	衛 生	7	7	0	
	計	67	66	1	
	教育部門	23	24	△1	
小 計	90	90	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 134.21人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道	4	4	0	職員配置転換により微減
	下 水 道	2	2	0	
	そ の 他	5	5	0	
	小 計	11	11	0	
合 計		101 [123]	101 [123]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.00人

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員数の状況



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	4人	12人	12人	3人	10人	9人	25人	9人	11人	1人	101人

(4) 採用者の状況

① 職種別採用者数

(単位：人)

職 種		令和3年度採用試験採用者	令和2年度採用試験採用者
一般行政職	計	2	3
	うち女性	1	1
技能労務職	計	0	0
	うち女性	0	0
計	計	2	3
	うち女性	1	1

(注) 1 採用方法は、試験による採用と選考による採用がありますが、中井町では選考による採用は行っていません。

2 会計年度任用職員は含みません。

② 採用試験の実施状況

(単位：人)

年 度	職 種	区 分	受験者	1次試験 合格者	2次試験 合格者	3次試験 合格者
令 和 3 年 度	一般行政職	計	17	10	4	2
		うち女性	3	2	1	1
	技能労務職	計	6	2	1	1
		うち女性	0	0	0	0
	計	計	23	12	5	3
		うち女性	3	2	1	1
令 和 2 年 度	一般行政職	計	72	35	14	4
		うち女性	18	14	8	2
	技能労務職	計	0	0	0	0
		うち女性	0	0	0	0
	計	計	72	35	14	4
		うち女性	18	14	8	2

(5) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

- 定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合
- 勸奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職する場合
- 自己都合退職：本人の都合により退職する場合
- その他：死亡による退職等

事由別退職者数

(単位：人)

区分	定 年		勸 奨		自 己 都 合		そ の 他		計	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
一般行政職	0	3	0	1	3	0	0	0	3	4
うち管理職	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	0	1	3	0	0	0	3	4
うち管理職	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2

(6) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(単位：人)

職 種	常 時 勤 務		短 時 間 勤 務	
	3年度	2年度	3年度	2年度
一般行政職	1	1	5	3
技能労務職	0	0	0	0
計	1	1	5	3

(注) 職種は再任用時の職種である。

(7) 身体障害者及び知的障害者の任用状況

(各年6月1日現在)

法定雇用率 2.6%	令和4年 2.88%	令和3年 2.80%
------------	------------	------------

2 職員の人事評価の状況

平成22年4月から、能力に基づく人事評価を実施しています。また、平成27年度より評価制度を見直し、全職員を対象に能力評価と業績評価の両面から評価をし、人材育成、能力開発、また給与等の処遇面への反映を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和3年度	9,099人	4,267,598千円	360,683千円	955,470千円	22.4%
令和2年度	9,262人	5,346,930千円	220,831千円	959,645千円	17.9%

(2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

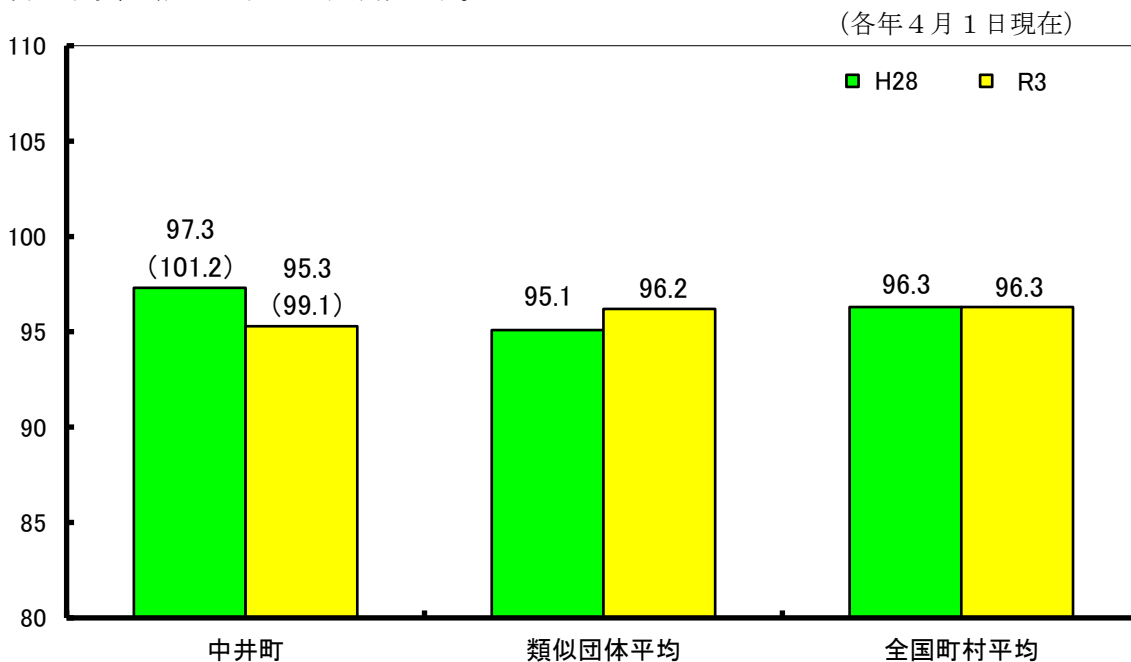
(一般会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和3年度	97人	342,277千円	74,881千円	135,382千円	552,540千円	5,696千円	<後日掲載>
令和2年度	96人	342,392千円	64,083千円	139,410千円	545,885千円	5,686千円	5,477千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、中井町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、中井町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに中井町職員と国家公務員の給料を比較して算出したもので、国家公務員の給与水準を100とした場合の中井町職員の給与水準を示す指数です。



- (注) 1 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

$$\text{ラスパイレス指数} = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{(1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率})}$$
 により算出。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
中井町	42.1歳	311,119円	354,746円	円
神奈川県	歳	円	円	円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

② 技能労務職

(令和4年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A/B)
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中 井 町	57.0歳	1人	247,800円	259,712円	円	調 理 師	歳	円	
神 奈 川 県	歳	人	円	円	円				
国	歳	人	円	円	円	用 務 員	歳	円	
類似団体	歳	人	円	円	円				

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 技能労務職の表の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(5) 職員の初任給の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		中 井 町	国
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	143,800円	147,900円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	247,600円	304,900円	329,000円
	高校卒	224,900円	258,200円	-

(注) 平均給料月額とは、経験年数の範囲内に属する職員の給料月額を平均したものである。

(7) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

(令和4年4月1日現在)

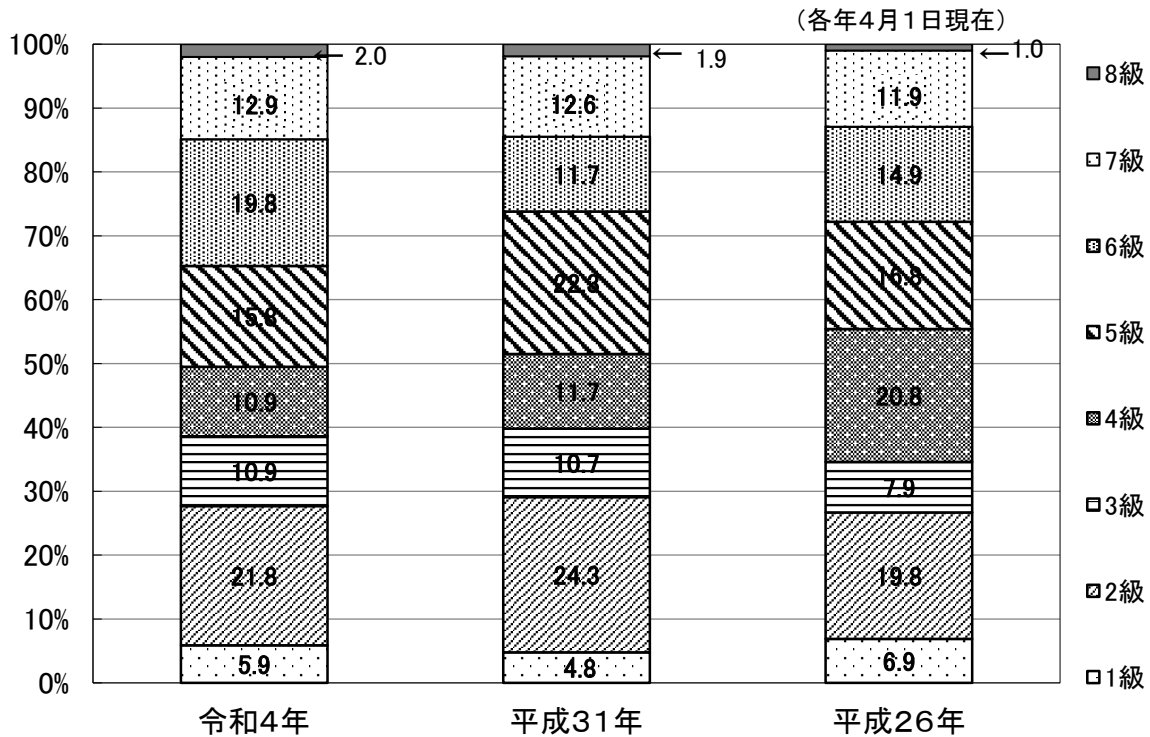
種 類	適用 人数 (人)	給 料 月 額 (百 円)								
		級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	100	最高号給額	2,206	2,694	3,344	3,471	3,811	4,038	4,270	4,449
		最低号給額	1,461	1,822	2,315	2,550	2,642	2,897	3,192	3,629
技能労務職	1	最高号給額	2,205	2,558	2,913	3,049				
		最低号給額	1,323	1,691	2,052	2,498				

(8) 級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在)

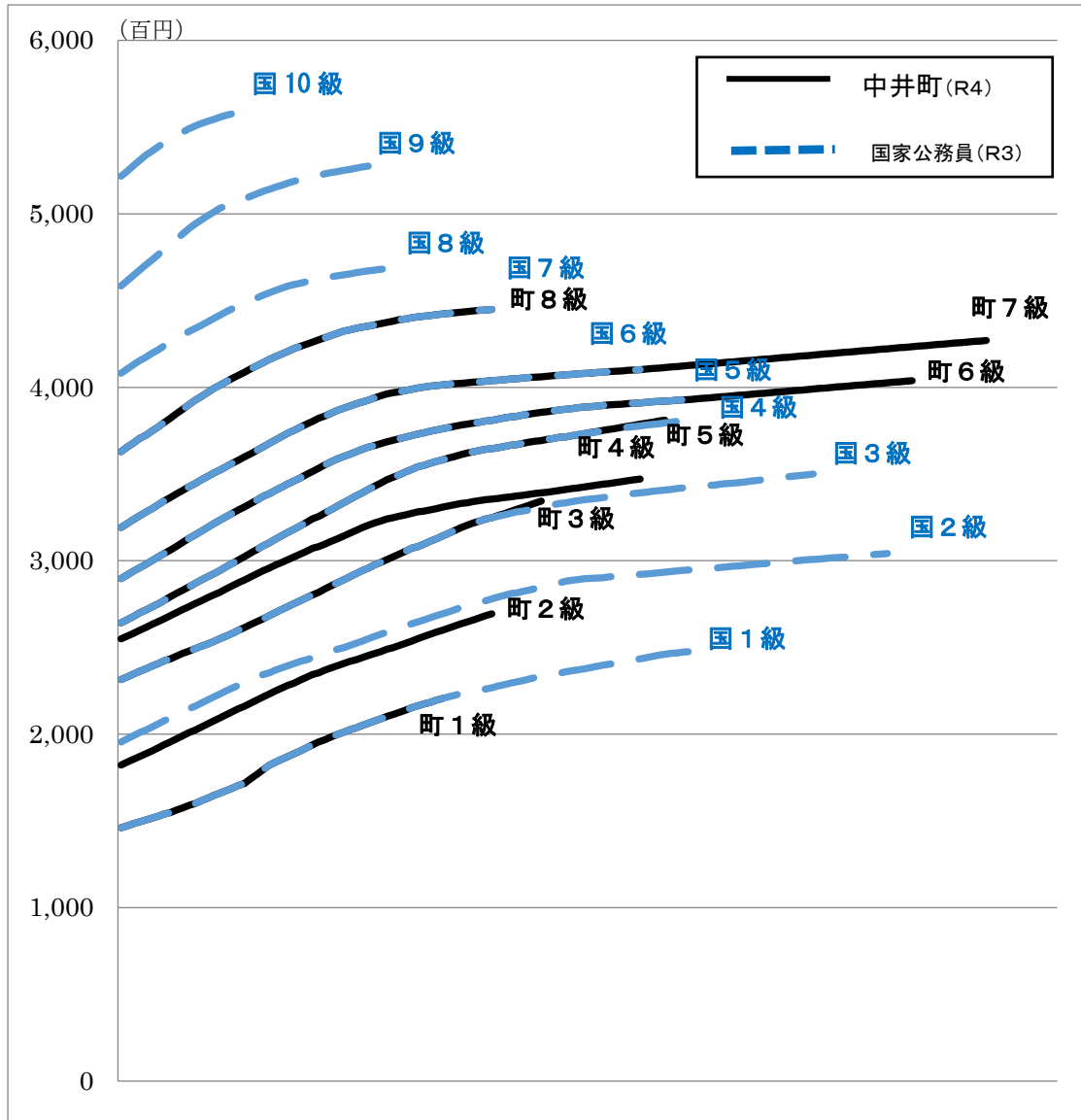
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	6人	5.9%
2級	主事・技師	22人	21.8%
3級	主任主事・主任技師	11人	10.9%
4級	主査	11人	10.9%
5級	班長・副主幹・副技幹	16人	15.8%
6級	主幹・技幹	20人	19.8%
7級	課長・事務局長・園長	13人	12.9%
8級	参事	2人	2.0%
合計		101人	100.0%

- (注) 1 中井町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和4年4月1日現在）



(10) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(11) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため一定年齢以上の職員について、昇給を抑制する制度です。

なお、昇給抑制とは、昇給時の昇給号給数を半分にすることです。

職 種	中 井 町	国	該当職員数	
			令和3年度	令和2年度
一般行政職	56歳以上	55歳以上	7人	10人
技能労務職	56歳以上	55歳以上		

(12) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

中 井 町	神 奈 川 県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,433千円	1人当たり平均支給額（3年度） 千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35月分)(0.9月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35月分)(0.9月分)	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.9月分 (1.35月分)(0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～17%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

② 退職手当

(令和4年4月1日現在)

中 井 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職措置(最大20%加算)			定年前早期退職措置(最大45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
※千円		※千円	※千円		※千円

- (注) 1 支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によります。
2 ※の欄は、統計の処理上、公表は行いません。

③ 地域手当

(令和3年度一般会計決算)

支 給 実 績		14,722千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		151,773円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全 域	4%	97人	0%

④ 特殊勤務手当

(令和3年度一般会計決算)

支 給 実 績		48千円
支給職員1人当たり平均支給年額		16,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合		3.1%
手 当 の 種 類 (手 当 数)		6手当
手当の名称	支 給 対 象 業 務	支 給 単 価
町税等徴収手当	町税等の滞納処分事務に従事するため出張を命ぜられ、これらの事務に従事したとき。	日 額 300円
伝染病等 衛生業務手当	伝染病等が発生したとき伝染病の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は伝染病の病原体をし、若しくは有する疑いのある家畜若しくは伝染病の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務に従事したとき。	日 額 500円 (新型コロナウイルス感染症緊急作業従事日額3,000円等)

手当の名称	支給対象業務	支給単価
行路死病人 理手当	行路死病人が出たとき行路死病人の看視、死体の納かん、埋葬又は変死者の処理又は行路病人の保護等の業務に従事したとき。	死者1件当たり 3,000円 病人1件当たり 1,500円
動物死体処理手 当	道路等の公共用地にある犬、猫等の死体を処理する業務に従事したとき。	1件当たり 500円
有害毒薬物 取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員が、当該業務に従事したとき。	日額 500円
用地交渉手当	用地の取得、又は物件の損失補償についての交渉業務に従事したとき。	日額 300円

⑤ 時間外勤務手当

(一般会計決算)

令和3年度	支給実績	26,004千円
	職員1人当たり平均支給年額	310千円
令和2年度	支給実績	15,304千円
	職員1人当たり平均支給年額	201千円

⑥ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度 一般会計決算)	支給職員 1人当たり 平均支給単額 (令和3年度 一般会計決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子1人につき 10,000円 配偶者・子以外の扶養親族 1人につき 6,500円 特定期間にある子に対する加算額 1人につき 5,000円	異		千円 7,753	千円 194
住居手当	自己所有住宅居住者 5,000円 (新築・購入後5年間 7,000円) 賃貸住宅居住者支給限度額 27,000円 その他の職員 未支給	異	自己所有住宅居住者 未支給	千円 8,866	千円 153
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (限度額55,000円) 交通用具使用者 片道2km以上から支給 2,000円～ (通勤距離に応じて支給)	同		千円 5,360	千円 68
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の25%以内 (町規則により 52,400円～75,500円を支給)	同		千円 9,105	千円 700
管理職員 特別勤務手当	管理職が休日等に勤務したときに支給 8,000円～12,000円	同		千円 280	千円 22
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事 したときに支給 1回につき 6,500円	異	1回につき 4,200円	千円 793	千円 14

(13) 特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	796,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	638,000円	870,000円 /	391,500円
	教 育 長	580,000円	653,000円 /	360,000円
報 酬	議 長	355,000円	355,000円 /	200,000円
	副 議 長	278,000円	316,000円 /	168,000円
	委 員 長	264,000円		
	議 員	254,000円	301,000円 /	150,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和3年度支給割合) 年間4.05月分		
	議 長 副 議 長 委 員 長 議 員	(令和3年度支給割合) 年間4.00月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	796千円×37.5/100×48月	14,328千円	任期終了ごと
	副 町 長 教 育 長	638千円×25.0/100×48月 580千円×20.0/100×36月	7,656千円 4,176千円	任期終了ごと 任期終了ごと

※ 空欄としている数値は、公表され次第掲載します。

- (注) 1 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月 ※教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(14) 給与改定の概要

令和3年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告(人事院勧告)に準じて、令和3年11月に一般職給与の改定を行いました。

	中井町	人事院勧告
給料	月例給の改定は行わない。	月例給の改定は行わない。
手当	期末手当を0.15月分引下げ1.125月分とした。	期末手当を0.05月分引下げ1.125月分とした。

(15) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国基準0%に対し、近隣市町の支給状況、現行の給与水準等を考慮し、本町では4%を支給。

	平成28年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
中井町の支給割合	4%	4%	4%	4%	4%

(16) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

種類	内 容	支給額
鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給	実 費
宿泊料	宿泊を要する場合に支給	実 費 (限度額 15,000 円)
食 事 料	水路旅行又は航空旅行の場合で、運賃の別に食費を要する場合に支給	実 費 (限度額 2,400 円)

4 公営企業職員の状況

【水道事業】

(1) 職員給与費の状況

① 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2 年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3 年度	242,718	113,840	24,538	10.1	11.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A	市町村平均 1 人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3 年度	4 人	千円 16,398	千円 1,930	千円 6,210	千円 24,538	千円 6,135	千円 5,696

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和 4 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	48 歳	309,200 円	381,833 円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(令和 3 年度水道事業会計決算)

中 井 町	中井町 (一般行政職)
1 人当たり平均支給額 1,553 千円	1 人当たり平均支給額 1,396 千円

手当の支給月数及び加算措置状況については、3 (12) ① 期末手当・勤勉手当に記載のものと同様です。

② 退職手当

令和 3 年度は水道会計からの退職はありませんでした。

③地域手当

(令和3年度水道事業会計決算)

支給実績		658千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		165千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	4%	4人	0%

④特殊勤務手当

(令和3年度水道事業会計決算)

支給実績	52千円
支給職員1人当たり平均支給年額	17千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	50.0%
手当の種類(手当数)	6手当

手当の名称、支給単価については、3(12)④特殊勤務手当に記載のものと同様です。

⑤時間外勤務手当

令和3年度	支給実績	554千円
	職員1人当たり平均支給年額	185千円
令和2年度	支給実績	907千円
	職員1人当たり平均支給年額	302千円

⑥その他手当

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和3年度水道事業会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度水道事業会計決算)
扶養手当	同	900千円	225千円
住居手当	同	436千円	109千円
通勤手当	同	184千円	46千円
管理職手当	同	704千円	704千円
管理職 特別勤務手当	同	52千円	52千円

【下水道事業】

(1) 職員給与費の状況

② 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 464,899	千円 99,980	千円 12,841	% 2.8	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	市町村平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 2	千円 9,041	千円 342	千円 3,458	千円 12,841	千円 6,421	千円 5,696

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
中井町	48歳	352,200円	401,719円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

(令和3年度下水道事業会計決算)

中井町	(中井町・一般行政職)
1人当たり平均支給額 1,729千円	1人当たり平均支給額 1,396千円

手当の支給月数及び加算措置状況については、3(12)①期末手当・勤勉手当に記載のものと同様です。

② 退職手当

令和3年度は下水道会計からの退職はありませんでした。

③ 地域手当

(令和3年度下水道事業会計決算)

支給実績		348千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		174千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	4%	2人	0%

④特殊勤務手当

(令和3年度下水道事業会計決算)

支給実績	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額	0千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
手当の種類(手当数)	6手当

手当の名称、支給単価については、3(12)④特殊勤務手当に記載のものと同様です。

⑤時間外勤務手当

令和3年度	支給実績	197千円
	職員1人当たり平均支給年額	99千円
令和2年度	支給実績	312千円
	職員1人当たり平均支給年額	156千円

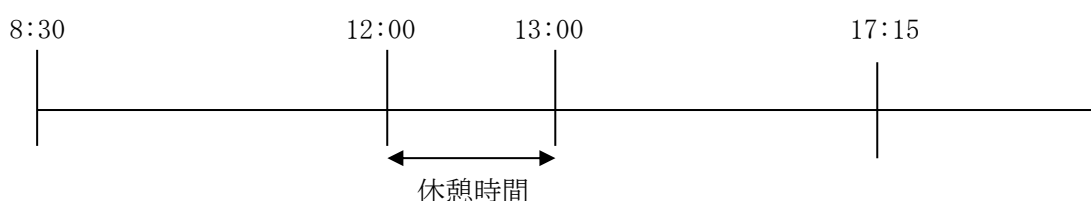
⑥その他手当

手当名	一般行政職の制度との異同	支給実績 (令和3年度下水道事業会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度下水道事業会計決算)
扶養手当	同	240千円	240千円
住居手当	同	60千円	60千円
通勤手当	同	85千円	85千円
管理職手当	同	0千円	0千円
管理職 特別勤務手当	同	0千円	0千円

5 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。勤務時間の途中に1時間の休憩時間があります。(令和4年4月1日現在)



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日) (単位：日)

令和3年の平均取得日数	令和2年の平均取得日数
10.6日	11.1日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種 類	付与日数 (日)	取得者数 (人)	
		令和3年	令和2年
(1) 選挙権を行使する場合の休暇	※	0	0
(2) 証人等のため官公署に出頭する場合の休暇	※	0	0
(3) 骨髄提供のために検査、入院等をする場合の休暇	※	0	0
(4) ボランティアをする場合の休暇	5日	0	0
(5) 結婚をする場合の休暇	5日	3	0
(6) 女性職員の産前休暇	産前6週間	2	0
(7) 女性職員の出産休暇	産後8週間	2	0
(8) 子が1歳に達しない職員の育児休暇	30分×2回/日	0	0
(9) 男性職員の妻が出産する場合の休暇	2日	2	3
(10) 男性職員の育児参加のための休暇	5日	1	0
(11) 小学校就学前までの子の看護休暇	5日(10日)	6	4
(12) 要介護者の介護等のための休暇	5日(10日)	0	0
(13) 親族の死亡のための休暇	1日～7日	10	13
(14) 父母の祭日(法要)のための休暇	1日	0	0
(15) 夏季休暇	5日	100	101
(16) 災害による住居復旧作業等による休暇	7日	0	0
(17) 交通機関の事故等により出勤が困難な場合の休暇	※	65	10
(18) 災害時の身体危険回避のための休暇	※	0	0
(19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による休暇	※	0	0
(20) 女性職員の生理休暇	2日	0	0
(21) 女性職員が母子保健法による検査を受診のための休暇	※	2	0

(注) ※印の付与日数は、「必要と認められる期間」です。

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、介護休暇は、一の要介護状態ごとに3回以下かつ合計6月以下の範囲内で取得することができ、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。介護時間は、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができます。

	取得者数 (人)	
	令和3年度	令和2年度
介護休暇	0	0
介護時間	0	0

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数（人）	
	令和3年度	令和2年度
病 気 休 暇	5	4

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数（人）	
	令和3年度	令和2年度
育 児 休 業	3（2）	0（0）
部 分 休 業	2（2）	2（2）

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

組 織 等	説 明	令和4年度		令和3年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
衛生管理者	健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	5	5	5	5
産 業 医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	1	1	1	1
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	1	1	1	1

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

区 分	令和3年度	令和2年度
分限処分者	3	2
懲戒処分者	1	0

7 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

種 類	付与日数（日）	承認者数（人）	
		令和3年	令和2年
総合健康診断を受診するための休暇	1日	50	50
消防団等の公益活動に参加するための休暇	必要と認められる期間	1	1

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許 可 し た 内 容	許 可 件 数 (件)	
	令和3年度	令和2年度
	0	0

8 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（中井町人材育成基本方針）を平成17年度に策定しました。

中井町人材育成基本方針では、中井町が育成すべき職員像を「町民とともに、考え、行動し、成果を喜び合える職員」とし、各職位層における具体的な育成目標及び方針を定めています。

なお、中井町人材育成基本方針は、町のホームページに掲載されています。

(2) 研修実施状況

(令和3年度 派遣研修)

研 修 名	受 講 者
新採用職員（前期）	主事補級 3人
法制執務（基礎）	主任主事級 1人
法制執務（入門）	主任主事級 1人
災害に関する危機管理	班長級 1人
財務事務	主査級 1人
用地担当職員	主事補級 1人
税務職員（固定資産税）	主事補級 1人
住民との協働	主事級 1人
新採用職員（後期）	主事補級 3人
マネジメント	課長級 1人
税務職員（市町村民税）	主事補級 1人
新採用職員	主事補級 1人
マネジメント（若年層向け）	主査級 1人
チームビルディング	班長級 1人
プレゼンテーション	主事級 1人
文書力向上	主事級 1人、主事補級 3人
タイムマネジメント	主事級 2人
分かりやすい説明の仕方	主事級 2人、主事補級 1人
アサーティブコミュニケーション	主査級 1人、主任主事級 2人

(注) この表に掲げるほか、町主催で新採用職員研修、人事評価被評価者研修、コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修を実施しました。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します（公立学校に勤務する栄養士、用務員等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）。

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員（職員）の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金は、平成27年10月から厚生年金と一元化されたことに伴い、公務員は厚生年金加入者となり、国民年金（基礎年金）及び厚生年金、旧職域部分の廃止により新設された「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の3つから構成されることとなりました。

【 厚生年金 】

老齢厚生年金	原則として、被保険者（組合員）期間などが25年以上で、かつ、65歳以上であるとき（支給開始年齢の特例あり）
障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったとき
障害手当金	
遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したとき

【 年金払い退職給付 】

退職年金	原則として、組合員期間が1年以上で、かつ、65歳以上であるとき
公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったとき
公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡したとき

【 基礎年金 】

老齢基礎年金	組合員期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある人が、障害等級1級または2級に該当する障害者になったとき
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その人に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子など）がいるとき

③ 福祉事業

組合員の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設（遊園地・プール等）利用助成など
貸付事業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学貸付など
貯金事業	給料から天引きにより積立
物資立替事業	自動車代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける。

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		令和3年度		令和2年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	1	0	2	0
	補償件数	1	0	2	0

公務上の 災 害	新規認定件数	1	0	2	0
	補償件数	1	0	2	0

(3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

(4) メンタルヘルスへの対応状況

産業医と面談する機会を2月に1回設け、職員の健康に配慮しています。

ストレスチェックを年1回実施し、高ストレス者からの申し出に応じて、産業医による面接指導の機会を設け、適切に対応しています。

(5) セクシャルハラスメントへの対応状況

相談を受けた場合、必要に応じて所属長や人事主管課と連携して対応することとしています。

(6) その他厚生制度の概要

職員親睦会は、職員の福利厚生を増進するために設置された組織で、全職員で構成されています。職員からの会費で運営されています。

主に親睦事業を実施しています。

10 公平委員会の業務の状況（苦情処理、措置要求、不服申立）

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

(2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適切な措置を講じるよう要求することができます。

(単位：件)

令和3年度 当初係属件数	新規要求 件 数	処 理 件 数					令和3年度 末係属件数
		要求認容	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(単位：件)

令和3年度 当初係属件数	新規申立 件 数	処 理 件 数					令和3年度 末係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0